

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

多世代共生による都市近郊型のまちの再生～みんなが輝く 生き  
がいあるまち 三木～

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

三木市

### 3 地域再生計画の区域

三木市の区域の一部（三木市緑が丘町）

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現状

##### （地勢）

三木市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市、三田市などに隣接している。市内には、山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道、本州四国連絡道路などの高速道路網が整備され、西日本の自動車交通網の要衝の地にあり大阪・神戸から1時間圏内にある。

##### （人口）

三木市は、神戸市のベッドタウンとして、昭和45年頃から緑が丘地区などのニュータウン開発が進むとともに、旧市街地においても住宅開発が進み、人口が急激に増加した。しかし、ニュータウンに入居した世代の高齢化が進行するとともに、その第2世代である子どもたちが進学や就職を機に市外へ転出することにより平成9年10月末の人口88,232人をピークに減少の一途をたどっている。（表1）（表2）

現状のまま推移した場合、平成72年には、高齢化率が約45%、人口約40,000人となると予測される。なお、三木市では、平成28年3月31日現在の高齢化率で、緑が丘地区が39.5%と最も高くなっている。（表3）（表4）

(表1) 人口の推移

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年
人口(人)	49,059	47,942	49,504	63,598	78,297	82,336	84,759
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
人口(人)	86,269	87,351	85,339	82,771	79,725	74,424	70,449
	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年	平成 72 年
人口(人)	66,063	61,435	56,818	52,333	48,055	43,907	39,885

出典：住民基本台帳（各年 3 月末）

国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 32 年以降）

(表2) 若い世代の社会増減

年	平成 21 年		平成 26 年
世代	20～24 歳		25～29 歳
増減	0		△650 人

※平成 21 年を 0 として相対評価したもの

出典：平成 21 年 3 月末と平成 26 年 3 月末での住民基本台帳に基づく算出

(表3) 高齢化率の見込み

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
高齢化率(%)	26.3	30.1	35.2	36.7	37.8	39.0
	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年	平成 72 年	
高齢化率(%)	41.4	42.9	43.7	44.2	44.8	

出典：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値から算出

(表4) 市内の高齢化率の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

地区名	三木	三木南	別所	志染	細川
高齢化率(%)	31.2	23.4	31.9	34.0	38.8
地区名	口吉川	緑が丘	自由が丘	青山	吉川
高齢化率(%)	36.5	39.5	31.8	19.4	30.2

出典：住民基本台帳

(産業)

三木市では、産業別就業人口においては、サービス業などの第3次産業が神戸市に比べて約13%低く、逆に製造業などの第2次産業は約10%高い状況となっている。このことから、第3次産業の比率が相対的に低いことにより、若い世代の働く場の選択肢が少ないこととなり、若い世代の転出が増える要因となっている。(表5)

また、三木市民の年間所得額は、200万円以下の層が最も多く約37%を占めている。一方、神戸市民の年間所得額は、400万円以上の層が約40%と最も多くなっており、三木市は神戸市に比べて年間所得額が低い状況にあることから、若い世代が流出する要因の一つが就職であると考えられる。(表6)

(表5) 産業別就業人口の状況

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
三木市	3.3%	30.4%	66.3%
神戸市	0.8%	20.1%	79.1%

出典：平成22年国勢調査

(表6) 年間所得額分布(給与)

所得 税務署管区	0~200 万円	200万円~400 万円未満	400万円~
三木市	36.6%	31.3%	32.1%
神戸市	32.6%	27.8%	39.6%

出典：平成25年大阪国税庁(所管税務署抽出)

#### (地域資源)

三木市では、空き家数が増加の一途をたどっており、平成10年に1,880件であったものが、平成25年に3,370件と約2倍に増加している。空き家の増加は、景観を損なうとともに、生活環境の悪化につながり、まちの活力を失うこととなる。なお、緑が丘町は空き家109件、空き地204件(平成27年大和ハウス調べ)となっており、空き家率が3.1%(平成27年大和ハウス調べ)と、全国平均7.3%、兵庫県平均7.2%、三木市平均7.9%(平

成 25 年住宅・土地統計調査) と比較しても、空き家が多いとは言えないが、市内で高齢化が最も進んでいることから、今後、空き家が急激に増加すると考えられる。(表 7)

(表 7) 空き家件数

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
三木市	1,880	2,690	2,720	3,370

出典：住宅・土地統計調査

また、兵庫県内の公立病院で 2 番目の規模を誇る北播磨総合医療センターをはじめとする医療環境が整備されており、介護サービスについては、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるなど、充実した医療、介護の環境が整っている。

さらに、市内 10 地域のすべてに市立公民館を設置し、サークル活動や教養講座などが活発に行われるとともに、高齢者の学びの場、生きがいくりの場である高齢者大学・大学院においても学生の活動が活発に行われている。民間においても、コープこうべ協同学苑で各種カルチャー教室や講座が開催され、関西国際大学では公開講座が実施されるなど、生涯学習の環境が充実している。

#### 4-2 地域の課題

三木市は、高齢化率の上昇に加え、進学や就職のために若者世代の転出数が多いことから、高齢者人口が増加するとともに、生産年齢人口が減少し、世代間の人口バランスが崩れている。緑が丘町においては、平成 17 年に人口 9,748 人のうち高齢者人口(65 歳以上)が 2,301 人で、全体の 23.6%、生産年齢人口(15~64 歳)が 6,461 人で、全体の 66.3%であったものが、平成 27 年には、人口 9,178 人のうち高齢者人口(65 歳以上)が 3,554 人で、全体の 38.7%、生産年齢人口(15~64 歳)が 4,674 人で、全体の 50.9%になっている。また、管理されていない空き家の件数も増加の一途をたどっており、まちの空洞化が問題となっている。

世代間の人口バランスが崩れ、高齢者が多く、若者が少ないまちとなるとともに、空き家の増加による生活環境の悪化により、高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯の買い物や通院などのための外出の困難さや社会的孤立など生活に対する不安の高まり、ご近所付き合いなど地域コミュニティの衰弱化やまちの活力の減退が大きな課題となっており、人口減少の負のスパイラルに陥っている。

#### 4-3 これまでの取組

三木市が陥っている人口減少の負のスパイラルを打開するためには、人口減少、高齢化が最も顕著に現れている緑が丘地区の住宅団地の再生をはじめとし、就業機会の創出、生涯学習の内容の充実などの生きがい満ちたまちづくり、子育て支援の充実などにより、元気な中高年齢者や若い世代を呼び込み、生産年齢人口の増加により世代間バランスの均衡を図ることで、持続可能なまちとしていくことが重要である。緑が丘地区は、まちびらきから40年あまりが経過し、高齢化の進行と第2世代の流出により市内で最も高齢化率が高くなっており、まちの再生が急務となっている。平成25年2月に地域住民主体でまちづくりについて協議する「緑が丘まちづくりビジョン委員会」が設立され、さらに平成27年8月に市、民間事業者、大学等で構成し、まちの再生について協議する「郊外型住宅団地ライフスタイル研究会」が設立され、まちの再生に向けての気運が高まっている。

なお、三木市への移住については、全国移住ナビのアクセス数ランキング第4位（集計期間：平成27年12月25日～平成28年3月24日）となったことなどから、そのニーズが高いことがうかがえるとともに、三木市への転入者のうち最も割合が高い年代が26～30歳、次に高い年代が21～25歳（平成27年4月から平成28年3月までの三木市役所市民課での転入者に対するアンケート調査）と、若い世代の移住ニーズの高さを示していることから、団地の再生によりそれらのニーズに応えられる環境整備が進められれば、中高年齢者を含む若い世代の転入の増加により生産年齢人口が増加し、人口の世代間バランスの是正が実現できる。

#### 4-4 目標

住宅団地の中でも高齢化率の高い緑が丘地区を再生し、中高年齢者と若い世代の移住を促進するとともに、多世代の交流を促進することによって、高齢者が地域コミュニティ振興の担い手として活躍するなど、生きがいに満ちた多世代が共生するまちづくりを推進する。

【数値目標】

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
戸建住宅への移住世帯数（累計）	2世帯	10世帯	30世帯	60世帯	100世帯
整備集合住宅への移住世帯数（累計）	—	—	—	50世帯	100世帯
生活支援サービス拠点利用者数（年間）（累計）	—	100人	500人	1,000人	1,500人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

高齢者の生きがいつくりの場である高齢者大学・大学院や、緑が丘地区の空き地・空き家などの地域資源を活用するとともに、医療・介護サービスや子育て支援等の充実と、ITを活用したしごと・サービスの提供により、中高年齢者や子育て世代の移住を促進し、いつまでも健康で安心して暮らせる施策を展開していく。あわせて、住民同士が世代を超えて積極的な交流を図ることで、支え合いとまちの活性化を促進する「多世代共生による生涯活躍のまちづくり」を力強く推進していく。

なお、緑が丘地区において事業を展開するが、その効果を検証し、将来的には市全体へと事業を拡大していく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-2-1 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例【A3011】  
(内閣府、厚生労働省)

1 全体の概要

住宅団地である緑が丘地区を再生するためには、中高年

齢者及び子育て世代の移住を促進する必要がある。そのためには、希望に応じた住環境の整備、健康でアクティブな生活の提供、ライフステージに応じたケアの確保、しごと・サービスの提供、子育てしやすい環境整備などが必要である。なお、しごと・サービスの提供については、ITを活用することにより、都市部でなくても多様なしごとの提供が可能となり、医療、介護人材の不足にも対応できる生活支援サービスの提供も可能となる。また、中高年齢者と子育て世代の交流を促進することにより、多世代が支え合う、生きがいに満ちたまちへと再生することができる。さらに、事業運営に当たっては、自立的、継続的な事業運営をめざす。

## 2 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進を図るために行う事業に関する事項

### (1) 中高年齢者の就業の推進に関する事項

#### ①現状

シルバー人材センターにおいて、中高年齢者に対し、就業していたときの経験や資格を活かせる業務の紹介が行われており、平成27年度は登録者数770人（平成28年3月31日現在）で、延べ97,055人に就業機会を提供しており、一定のニーズには対応できている。

#### ②課題

今後、市外からの移住を促進するうえで働く意欲がある元気な中高年齢者が希望に応じて就業し、仕事を通じて社会参加できるようにしていくことが求められる。特に、短時間でも好きな時間に在宅あるいは自宅の近くで仕事をしたいというニーズに応えるため、短時間勤務や在宅勤務が可能なしごとをもっと多く創出していく必要がある。

#### ③取組内容

市内全域に整備した光ファイバー網を使い、クラウドなどITを活用したしごとを創出することにより、しごとを通じた中高年齢者の社会参加を促進する。具体的には、クラウド

ソーシングを活用して居住者と企業を仲介し、在宅勤務が可能な仕事の紹介やワークスペースの提供を行うことにより、フルタイムではなく空いた時間を活用した勤務が可能となるなど、それぞれの希望やライフスタイルに応じた働き方を支援する（実施主体：（仮称）生涯活躍のまち推進機構（以下「推進機構」という） 期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）。

## （２）生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

### ①現状

市内 10 地域のすべてに設置した市立公民館において、高齢者対象の講座が年間 85 回開催され、4,545 人の参加（平成 26 年度）があった。また、高齢者の学びの場、生きがいつくりの場である高齢者大学・大学院においてはパソコン技術の習得のための講座や野菜づくりなど園芸に関する講座、介護予防のための講座などが開講されており、平成 28 年 4 月時点では 187 人の学生が月 2 回の教養課程、専門課程を学習するほか、書道、写真やグラウンドゴルフなど 23 のクラブ活動が活発に行われている。

また、地域のコミュニティ活動を支えている老人クラブについては、その数が平成 17 年には 114、会員数が 7,502 人であったものが、平成 26 年には 106、会員数が 6,268 人と縮小している状況である。

### ②課題

地域における老人クラブ等の活動が縮小している中、地域のコミュニティ活動を維持するためにも、地域の美化活動などのボランティア、子どもや高齢者の見守り活動などのコミュニティ振興の担い手の育成が必要である。高齢者大学・大学院は、学ぶ意欲がある方や、地域のために知識や経験を活かしたいという思いを有する方が多数在籍していることから、同大学・大学院を拠点として、講座内容の魅力を高め、学生数を増加させることで、コミュニティ振興の担い手を多く輩出していかなければならない。

### ③取組内容

高齢者大学・大学院において、市内唯一の大学である関西国際大学と連携し、学生数を増加するとともに、地域を盛り

上げる担い手となる人材を育てる観点から、ボランティア体験講座などの新たな講座の開設や地域との交流活動、多世代交流活動を講座に取り入れるなど講座内容の充実を図る（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）。

### 3 高齢者向け住宅に関する事項

#### ①現状

緑が丘町は昭和 45 年のまちびらき以降、戸建住宅を中心に形成されており、サービス付き高齢者向け住宅は存在しない。また、高齢化が進み、緑が丘町の高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯が 1,996 世帯と全世帯の 28.5%を占めており（平成 22 年国勢調査）、三木市全体の割合（高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯 5,544 世帯、全世帯の 19.5%（平成 22 年国勢調査）と比較して多い状況である。

さらに、まちびらき以来 40 年あまりの間に高齢化の進行と第 2 世代（最初の居住者の子どもの世代）の流出が進み、平成 27 年には空き家が 109 件となっており、高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯が多いことから、今後空き家の件数が増加することが見込まれる。

#### ②課題

高齢者単身・高齢者夫婦のみで戸建住宅に住んでいる方が増えており、高齢者向けの集合住宅に住替えて、安心して便利で快適な生活をおくりたいというニーズがあるものの、現在そのようなニーズに対応できていない。高齢者の戸建住宅からの住替えのほか市外からの移住を促進するためにも、その受け皿としてバリアフリーの構造で安否確認のサービスや日常生活の相談を受けられるサービスなどの機能を有する高齢者向けの住宅が求められている。また、高齢者住宅の整備にかかるまとまった用地については、新たに開発できる土地がないという理由から確保が容易ではない。

#### ③取組内容

移住する際の住まいの選択肢を増やすため、高齢者が安心して生活できる集合住宅やサービス付き高齢者向け住宅を整備する。新たに開発できる土地がないため、市有地などを活

用し、まずはモデルとなる集合住宅などを整備する。そして、住替えによって生じる空き家を集積し、これらを用地として次の集合住宅などを整備していく（実施主体：民間事業者 期間：平成 29 年度から平成 32 年度まで）。

#### 4 保健医療サービス・福祉サービスに関する事項

##### ①現状

三木市の保健医療サービス・福祉サービスは、高齢化の進行に対応するため、行政と事業者が連携した取組を実施している。具体的には、医師会等と連携した地域包括支援ネットワークの構築のための研修会や、介護施設等での高齢者のボランティア活動にポイントを付与するボランティアポイント制度の実施による介護予防の取組などを実施しており、充実した医療・介護の環境整備を進めている。

##### ②課題

ア 今後、元気な中高年齢者の移住を促進し、まちの活性化を図るに当たり、中高年齢者がいつまでも良好な健康状態を維持することで、可能な限り介護を必要とする人数を抑えていかなければならない。

また、総合病院、かかりつけ医、ケアマネージャーの情報連携不足により、医療サービスから介護サービスへのスムーズな移行ができず、患者が適切なケアを受けられないなどの課題がある。これを解消し、高齢者がいつまでも安心して暮らせるようにすることが重要である。

イ 認知症の高齢者を住民同士で見守り、声を掛け合うなど、地域住民が主体となって生活支援を行う体制が確立していない。このことから、行政がその体制づくりを行うことによって地域における見守り機能や住民同士の支え合いの気運づくりに取り組む必要がある。

ウ 高齢者単身や高齢者夫婦のみ世帯が多くなっている中、病気やけがをした場合に、いつでも気軽に相談ができ、不安を軽減できる体制がなく、その体制を整える必要がある。

エ 生活支援サービスに関する相談や提供を受けるための拠点の開設準備を進めるに当たり、利用者の利便性を向上さ

せ、混乱を招かない体制としてほしいとのニーズがある。そのため、窓口が複数箇所にはなく、1か所に集約させることで、そのニーズに応える体制を設ける必要がある。また、利用者の利便性向上の観点から、その取組を介護事業と連携させることで円滑な支援体制を確立させなければならない。

オ 市内の認知症高齢者は、平成26年では2,147人であり、将来推計によると平成37年には2,905人に増える見込みである（三木市第6期介護保険事業計画）。これに伴い、認知症を原因として正しく財産が管理できない高齢者も増加するため、成年後見制度を広く啓発し、利用支援を行う仕組みづくりが求められている。

### ③取組内容

ア 健康な生活や生きがいづくりを支援するため、健康状態に関するデータを管理し、そのデータに基づいて生活習慣病予防のような生活改善に関するアドバイスや、健診対象者、未受診者等の把握を行う健康管理システムを導入する（実施主体：市 期間：平成30年度から平成32年度まで）。

また、医療から介護への患者の移行をスムーズに行い、その方に必要な介護サービスを効率的に提供するため、健康状態のみならず介護に関する情報もデータにより一括管理し、総合病院やかかりつけ医、ケアマネージャーがその情報を活用できるような仕組みを構築する（実施主体：推進機構 期間：平成31年度から平成32年度まで）。

イ 高齢者ファミリーサポートセンターがパイプ役となり、生活支援が必要な高齢者と、事前に同センターに登録している有償ボランティアをマッチングさせ、生活支援の実施につなげることにより、高齢者を地域で支える体制づくりを行っていく（実施主体：市 期間：平成28年度から平成32年度まで）。

ウ 健康不安を軽減し、アクティブな生活を支援するため、三木市民の専用ダイヤルを設置し、医療スタッフが24時間365日体制で気になる体の症状や介護等に関する相談に電話で対応する24時間健康医療相談ダイヤル事業を実施す

る（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）。

エ 住民が歩いて行ける範囲に生活支援サービスの拠点としてサテライトを設けて、地域の特性やニーズをワンストップで集約し、それぞれに応じたサービスの充実を図る（実施主体：推進機構 期間：平成 29 年度から平成 32 年度まで）。

なお、サテライトの設置数及び配置場所については、費用対効果や住民のニーズ等を十分検証して適正に判断していく。この拠点を地域包括ケアの拠点としても機能させ、そこに配置するコーディネーターが、介護サービスにおけるニーズとサテライトでの生活支援サービスにおけるニーズを把握し、それぞれのサービスで足りない部分を補完して提供できるようにする。これにより、生活支援サービス・介護サービス内容の充実につなげていく。

オ 高齢者の権利擁護のため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の啓発や利用支援を行うことにより、高齢者及びその家族の財産管理に対する不安を解消していく（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）。

## 5 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

### ①現状

三木市は、全国移住ナビのアクセス数ランキングにおいて常に上位にランクインしており、全国で第 4 位（集計期間：平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 3 月 24 日）となったこともある。特に、三木市へ移住された方の体験談は多くの方に閲覧されており三木市への移住ニーズの高さがうかがえる。

しかし、緑が丘地区は戸建住宅を中心に形成されており、移住者の受け皿となる居住地の確保、住居に関するまとまった用地の確保が難しい。

一方で、空き家の件数が年々増加（平成 10 年：1,880 件→平成 25 年：3,370 件）している状況にある。

### ②課題

現在の移住促進の取組は、三木市の認知度を高め、観光や教育施策等をはじめとした市のPRに重点を置いているため、パンフレットや動画配信を利用した情報発信のみを行っている。

その一方で、例えば、移住を希望する方が実際に三木市を訪れ、三木市での暮らしを体験し、移住を決意するきっかけとなるような仕組がなく、効果的に移住に結び付けていく取組が必要である。

### ③取組内容

移住希望者への支援施策としてお試し居住などを実施する（実施主体：推進機構 期間：平成30年度から平成32年度まで）。具体的には、集合住宅の空き部屋や空き家等を活用して、移住希望者に短期滞在していただくこととし、各種生活支援サービスの窓口であるサテライト施設の利用体験や、地元商店街が中心となって開催する「三木さんさんまつり」などを通じた地域住民との交流体験などのメニューを用意するとともに、滞在中の生活相談窓口を設置するなど手厚いサポートを行う。

## 6 その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業に関する事項

### （1）生涯活躍のまちの運営主体に関する事項

産・官・学に加え、地域住民・移住者の参画により、推進機構を平成28年度中に設立し、自立的、継続的に事業を運営する。

#### ア 組織

推進機構については、産・官・学の企業・団体が協働して緑が丘地区のまちの再生について取り組む「郊外型住宅団地ライフスタイル研究会」（平成27年8月設立）のメンバーをベースとして、市内の様々な団体の参画を得て組織化する。

なお、将来的に地域再生推進法人として指定することも視野に入れて設立する。

#### イ サービス提供体制

推進機構は、事業部並びにサテライトの各施設をそれぞれ設置する。

まず、活動の拠点となる事業部を地域内に設置し、推進機構の統括の下、自治会との連絡調整や出先機関であるサテライトのコーディネート・調整の役割を担う。次に、サテライトは空き家を活用して設置し、事業部の出先機関として住民のニーズをワンストップで聴き取り、そのニーズに合ったサービスを提示する役割を担う。なお、サテライトには住民からの要望や相談に対応するため、コーディネーターを配置していくよう計画している。

また、各サテライトに寄せられた住民のニーズは、推進機構において集約され、地域の課題を把握することができる。さらに、推進機構の構成メンバーあるいは他の民間事業者のノウハウや得意分野を活かした新たなサービス、地域の実情に合ったサービスの整備にも取り組み、さらなるサービス内容の充実を図る。

#### ウ 事業内容

推進機構において、事業全体の企画立案及び事業運営を行う。事業運営としては、事業運営計画の策定、サービスの企画・実施、各種団体との調整を行う。地区内のステーション、その出先機関であるサテライトにおいて、移住を促進するために、ITを活用した多様なしごと形態の確立や移住希望者に対するお試し居住、市内の住居とのマッチングを行う。

また、住民の交流のためのイベントの実施や、生涯活躍のまちについての情報発信、そして公共施設の管理なども担うことを想定している。さらに、サテライトにコーディネーターの配置を進め、各種サービスを提供するほか、サテライトを活用した地域住民の交流の促進を進める。なお、推進機構の運営については、サービス提供事業者からの手数料、サービス利用者からの登録料、公共施設の管理に伴う委託料などを収益源として、自立した運営を目指す。

#### エ 推進機構と市の役割

推進機構は、生涯活躍のまちの事業運営を行う。市は、

推進機構を設立し、生涯活躍のまちを推進するための関係機関、団体との調整を行うとともに、生涯活躍のまちを進めるための移住促進、生活支援、介護などの制度を充実させることにより、基盤整備、環境整備を行い、推進機構の円滑な事業運営を支援するものである。

## (2) 若者世代の移住に関する事項

### ア 希望に応じた移住の促進

地域に応じた土地利用計画を策定し、住みやすい住環境を提供するとともに、移住希望者のニーズとのマッチングを進める。ファミリー向けの集合住宅や戸建住宅を供給するとともに、戸建住宅の取得助成制度など各種助成制度も整備し、移住を促進する（集合住宅の整備（実施主体：民間事業者 期間：平成 29 年度から平成 32 年度まで））。

また、移住希望者の転入につなげるため、空き家等を活用したお試し居住などを実施する。

### イ 子育てしやすい環境の整備

子育てを支援する制度の充実に加え、困ったときに相談できるコミュニティや拠点づくりを推進し、のびのびと子育てできる環境を整え、移住・定住を促す。保育料無償化などの子育て支援策を充実させるとともに、子育てに係るコミュニティの活性化や拠点づくりとして、サテライトを活用するなど、子育て支援に取り組む（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）。

さらに、市外の子育て世代の転入増加と市内の子育て世代の転出抑制のため、子育て世代をターゲットとして、三木市の魅力や充実した子育て環境・支援施策、都会へのアクセス性の良さを TV CM を用いて広域に PR する（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 30 年度まで）。

## (3) 多世代交流に関する事項

### ア 多世代交流の促進

多世代にわたる移住者と地域住民の交流を促進し、地域コミュニティの活性化と世代間の連帯を通して、将来にわたって持続的なまちづくりを図るための環境を整備する必要がある。地域コミュニティを充実させ、地域での交流を

促進するため、サテライトを整備し、地域住民の交流、ふれあいの場とする。住民同士の世代間の交流の活発化により、地域の支え合いの気運づくり、まちの活性化につなげるため、多世代交流イベントを開催する（実施主体：市、住民団体 平成 28 年度から平成 32 年度まで）。

#### イ 学生の参画

市内にある大学・高等学校と連携し、学生ならではの柔軟で独創的な視点・発想を事業に取り込んでいく。また、実施主体として参画する機会を設けることで、地域課題やコミュニティに対する関心を高めてもらう（実施主体：推進機構 期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）。

### （４）社会的活動への参加の推進に関する事項

#### ①現状

緑が丘町は、鉄道やバスなどの公共交通網が整備されており、三木市内でも交通手段が整備され、神戸市などへのアクセスも良い地域である。また、ニュータウンとして開発されたため、広い道路、歩道も整備されている。さらに、商業施設も町内に整備されており、買い物等の利便性もよい。

#### ②課題

鉄道の利用者数は、平成 4 年度に 1,420 万人とピークを迎えて以降、市内人口の推移に伴って減少し、平成 27 年度には 646 万人に止まっており、近年では減便などの影響が出ている。また、ニュータウンの開発が約 40 年前であるため、段差のある歩道が存在し、高齢者が多くなっている現在では、外出の支障となる場合もある。

#### ③取組内容

ア 移動手段を確保するため、高齢者や障がい者に対する鉄道利用カードの交付、市内バス路線の運賃の一部助成による運賃定額制の導入など、鉄道やバスのさらなる利用促進（実施主体：市、鉄道・バス事業者 期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）やデマンド交通の導入（実施主体：市 期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）など移動支援サービスの整備を行う。

イ 高齢者をはじめ、誰もが安心して社会参加をし、アクテ

ィブな生活を送ることができるよう、緑が丘地区の歩道の段差の解消などバリアフリー化を行う（実施主体：市 期間：平成 28 年度から平成 31 年度まで）。

## 5 - 2 - 2 地方創生推進交付金【A3007】（内閣府）

### (1) 事業主体

三木市

- (2) 事業の名称及び内容：三木市生涯活躍のまちづくり事業  
生涯活躍のまちづくり事業を推進するに当たり、事業を効果的かつ円滑に展開するための基盤を形成していく必要がある。基盤としては、人を呼び込むための移住の促進、移住者が趣味、生きがい、しごとや社会参加を通して健康でアクティブな生活を送ることができる環境整備、生涯を通じて必要などきに必要な医療・介護を受けることができる体制の確保、多世代にわたる移住者、地域住民の交流の促進が重要であり、交付金を活用してこれらを推進するものである。なお、対象事業のすべてにおいて国の補助制度がないため、交付金の活用により、事業の実施が実現するものである。

#### ① 移住の促進

ア 緑が丘地区は昭和 45 年のまちびらき以来 40 年あまりの間に高齢化の進行と第 2 世代の流出が進み、空き家が増加していることから、高齢者が安心し、便利で快適な生活をおくれる住環境の整備とともに、市外から若い世代、特に子育て世代に移住してもらうことで、まちの活力を取り戻していくことが求められる。そのため、集合住宅を整備し、移住や高齢者の住替えを進める一方、空き家となる戸建住宅についても移住を希望する子育て世代に利用してもらうなど住宅を循環的に活用していく。また、住民主体によるまちの再生に向けた気運を醸成するとともに、事業推進主体を立ち上げ、生活支援サービスを提供する体制を整備し、住民向けの多様な生活支援サービスを充実させることで、生活の利便性と快適さを向上させていく。

イ 子育て世代をターゲットとして、三木市の魅力や充実した子育て環境・支援施策、都会へのアクセス性の良さを映像で広域にPRすることで、市外の子育て世代の転入増加と市内の子育て世代の転出抑制につなげていく。

## ② 健康でアクティブなくらしの創造

ア 地域における老人会等の活動が縮小しているため、コミュニティの振興のためアクティブな高齢者がその担い手としてコミュニティに参画していくことが必要である。高齢者大学・大学院は、高齢者で学ぶ意欲がある方や地域のためにその知識や経験を活かしたいという思いを有する方が多数在籍している。緑が丘地区に近接する関西国際大学と連携し、講座内容の充実を図ることで、高齢者大学・大学院の学生数を増やし、高齢者大学・大学院での活動を充実させ、地域を盛り上げる担い手となる人材を輩出していく。また、高齢者が学べる環境を整えることで、いつまでも生きがいを感じながら社会参加できる土壌をつくっていく。

イ クラウドソーシングの導入やコワーキングスペースの設置等により多様な働き方を実現する。これにより、中高年齢者や子育て中の方など時間的・距離的条件によって現在就労の機会を得られていない方々がそれぞれの希望やライフスタイルに応じて働けるよう支援していく。あわせて、しごとを通じた社会参加を促進していく。

ウ 住民が健康でアクティブな生活を送るため、自分の健康に関するデータを管理し、それを蓄積することで、健康管理に役立てる。サテライトを活用し、健康測定機器等によりデータを測定し、これを管理する。このデータを活用し、生活改善のための助言を行うほか、みっきいいきいき体操の実施や、健康体操教室など健康づくりメニューと組み合わせることにより、健康状態の改善や体力アップにつなげる。

エ 緑が丘地区には神戸電鉄緑が丘駅や多くのバス停留所が設けられており、市内でも比較的公共交通の利便性が高いエリアであるが、高齢化の進展に伴い、今後ますます個別かつ柔軟的な交通サービスの確立が求められる。そこで、

デマンド交通網を充実させることで、移動手段に困っている高齢者等のニーズに対応していく。また、元気な高齢者に運転役を担ってもらうことで雇用が創出されるとともに、地域での見守り、支え合いの気運を高めていく。

オ 高齢者をはじめ、誰もが安心して社会参加をし、アクティブな生活を送ることができるよう、緑が丘地区の歩道の段差の解消などバリアフリー化を行う。

### ③ ライフステージに応じたケアの確保

ア 健康状態に異常を感じた際にすぐに相談できる体制が整っていることは、高齢者をはじめ小さな子供を持つ子育て世代にとっても大変重要であり、大きな安心感を与えるものである。そのため、24時間医療相談ダイヤルを市が設置し、24時間体制で医療相談を受け付けることにより、住民が健康で安心した生活を送れるようにする。

イ 認知症等の原因により正しく財産が管理できない高齢者が増えており、近年成年後見人のニーズが高まっている。そのため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の啓発や利用支援を行うことにより、高齢者及びその家族の財産管理に対する不安を解消していく。さらに、社会貢献に意欲を持つ者に、社会的経験や知識を活かした市民後見人として活躍いただくことで、活動の機会が生まれるとともに、地域ぐるみの見守り体制の強化を進めていく。

ウ 生活支援が必要な高齢者と生活援助活動をできる者・団体をマッチングさせ、民間事業者等が実施する生活支援サービスを補完するものとして、高齢者ファミリーサポートセンター事業を市が創設し、高齢者を地域で支える体制づくりを進める。この制度により、生活支援が必要な高齢者は豊かな生活を送ることができ、元気な高齢者等は生活支援が必要な高齢者を支援することで、社会参加の機会となり、生きがいのある生活を送ることができる。

### ④ 多世代交流の促進

住民同士の世代間の交流を活発化していくことで、地域の支え合いの気運づくり、まちの活性化につなげていく必要がある。多世代の交流を促進する契機としてみっきい夏まつり、

三木さんさんまつりを盛大に開催し、まちのにぎわいを創出していく。加えて、市外からの集客に向けたPR活動を行い、三木市への移住のきっかけづくりに努めていく。

### (3) 事業が先導的であると認められる理由

#### 【自立性】

推進機構においては、サービス利用者の登録料やサービス事業者への仲介手数料などの収入により、自立を図る。また、各交付金対象事業については、地域の課題解決のための重点施策として打ち出し、ふるさと納税を募り、これを財源に充当することで、地方創生推進交付金や市一般財源への依存度を減少させていく。あわせて、推進機構が運営主体となれるものについては、推進機構の活動として実施することで経費の逡減に努め、全体的な事業経費の抑制を図っていく。

#### 【官民協働】

推進機構の設立に当たって、多様な分野の民間事業者をメンバーに加える予定であり、官民それぞれの強みを活かしながら、積極的かつ柔軟的な事業の展開を図っていく。市は、推進機構の体制づくりを行うとともに、推進機構にも参画し、地元住民や関係機関や団体との調整等を行い、推進機構の運営を支援する。民間事業者は、推進機構に参画し、住宅事業者にあっては移住者の受け皿となる集合住宅等の整備、介護事業者にあっては地域の特性に応じたサービスの開発など、それぞれの強みやノウハウを活かした事業運営を行う。また、市内唯一の大学である関西国際大学と連携し、その強みを活かした生涯学習の充実策や、学生の力を活用した介護の担い手育成策を展開し、産官学の連携による生涯活躍のまちづくりを推進する。

#### 【政策間連携】

生涯活躍のまち事業と各政策を連携させ、相乗的・補完的に機能させることで、事業コスト以上の効果をねらった効率的な行政運営に取り組むとともに、事業推進主体の自立的な

運営を後押しする。これらにより、三木市総合戦略が掲げる「人口減少の抑制」という目的へ効果的にアプローチすることが可能となる。

(4) 重要業績評価（K P I）及び目標年月

主な成果指標 (K P I)	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
戸建住宅への移住 世帯数（累計）	2 世帯	10 世帯	30 世帯	60 世帯	100 世帯
整備集合住宅への 移住世帯数（累計）	—	—	—	50 世帯	100 世帯
生活支援サービス 利用者数（年間） （累計）	—	100 人	500 人	1,000 人	1,500 人

(5) 評価の方法、時期及び体制

庁内各部の施策評価や外部組織である「三木市創生計画策定検証委員会」により、目標に向けた事業の達成度や方向性を確認する。また、より事業効果を上げるために P D C A を活用し、見直し（ローリング）を加え、中長期的な視野での改善も図っていく。検証時期は、平成 29 年 3 月以後、各年度の 3 月とし、検証結果は、市ホームページで公表するとともに、議会においても検証する。

(6) 交付対象事業に要する費用

法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A 3 0 0 7】  
総事業費 3 4 0, 2 6 0 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日（5 か年度）

5 - 3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置  
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 若者・子育て世帯住宅取得応援事業

事業概要：三木市に移住する若年世帯が住宅を新築又は戸建て住宅（新築・中古を問わない）を購入する場合に、その費用の一部を補助。

実施主体：三木市

事業期間：平成29年度～平成32年度

(2) 若者・子育て世帯住宅リフォーム支援事業

事業概要：三木市に移住する若年世帯が住宅の改修工事を市内施工業者により実施した場合に、その費用の一部を補助。

実施主体：三木市

事業期間：平成29年度～平成32年度

(3) 定住促進事業

事業概要：夫婦のいずれかが40歳未満である世帯が市内に住宅を新築又は購入（新築未入居物件に限る）する場合に、固定資産税等の一部を補助。

実施主体：三木市

事業期間：平成29年度～平成32年度

(4) 結婚新生活支援事業

事業概要：夫婦双方が40歳未満の新婚世帯に対して、市内に住宅を取得又は市内の住宅物件を賃借する場合に、その費用の一部を補助。

実施主体：三木市

事業期間：平成29年度～平成32年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度3月に、庁内各部の施策評価や外部組織である「三木

市創生計画策定検証委員会」により、目標に向けた事業の達成度や方向性を確認する。また、外部組織の検証結果を踏まえて、市議会の議員総会において報告し、検証する。

#### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
戸建住宅への移住世帯数（累計）	2世帯	10世帯	30世帯	60世帯	100世帯
整備集合住宅への移住世帯数（累計）	—	—	—	50世帯	100世帯
生活支援サービス拠点利用者数（年間）（累計）	—	100人	500人	1,000人	1,500人

（指標とする数値の収集方法）

項目	収集方法
戸建住宅への移住世帯数	転入手続きにおけるアンケート調査、事業推進主体が行う移住希望者と空き家のマッチング件数、戸建住宅取得助成件数により把握
整備集合住宅への移住世帯数	転入手続きにおけるアンケート調査により把握
生活支援サービス拠点利用者数（年間）	事業推進主体から聞き取り

#### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度末に三木市ホームページに掲載する。